

全大阪生活と健康を守る会連合会との協議等議事録（要旨）

政策企画室 広聴担当

- 1 日 時 令和8年1月8日（木）15時15分 ～ 17時15分
- 2 場 所 浪速区役所7階会議室
- 3 団 体 名 全大阪生活と健康を守る会連合会
- 4 協議等の趣旨 平和と民主主義・くらしと健康を守る2026年度予算要望書
- 5 出 席 者
（団体側）
23人
（本 市）
福祉局 7人 健康局 2人

6 議 事

（1）国民健康保険料の府内統一化と保険料の引き下げについて（項目13.（1）、13.（2）1.）

団体要望概要

- ・令和6年度から府内統一保険料にしたとのことであるが、完全統一しているのは、大阪府と奈良県だけであり、統一化は他都道府県では進んでいない。むしろ統一化により、市民の保険料は上がっており、あまりにも高すぎる状況である。大阪府の基金はかなり黒字と聞いている。現在、国保逃れの報道等もあるが、真面目に保険料を納めている方が報われるように、また保険料がもっと下がるように大阪府に強く働きかけていただきたい。

本市説明概要

- ・法改正により国保の都道府県単位化が図られ、現在、他都道府県においても保険料水準の統一に向けた取組が進められている。保険料については、高齢化の進展等により、保険給付費等が増加傾向にあり、被保険者にも応分の負担をお願いしているところである。府内統一保険料率の抑制・平準化については、大阪府において、これまで各市町村で保険料抑制等に使われてきた財源を大阪府に集約し有効に活用することなどによる財政調整事業の取組を実施しているところであり、引き続き広域化調整会議等において検討を進めていく。

（2）滞納者への対応について（項目番号13.（2）2、3、13.（3）4、17.6、7.）

団体要望概要

- ・被保険者世帯数及び特別療養費の適用世帯数はどのくらいか。
- ・「特別の事情もなく、長期（1年以上）にわたって滞納している世帯に対しては」と、「厚生労働

省で定める期間（1年6か月）を経過した後も保険料の納付が得られない世帯に対しては」との違いは。

- ・資格証世帯の方でも入院など医療の必要が生じた際には通常証を一旦発行するという取扱いがあったが、特別療養費が適用された場合はどうか。
- ・相談窓口で、医療扶助や生活保護等の案内・説明を受けることができるか。
- ・実感として、生活保護の相談に来る方の多くが資格証の交付を受けていた気がする。つまり特別療養費の適用を受けている方の多くが生活に困窮していると思われる。個別の所得状況を把握し、家庭状況等を確認のうえ特別療養費の適用をおこなうべき。（意見のみ）

本市説明概要

- ・被保険者世帯数はR7.3末で402,166世帯、特別療養費の適用世帯数はR7.11末現在で7,840世帯である。
- ・「特別の事情もなく、長期（1年以上）にわたって滞納している世帯に対しては」は、特別療養費の適用基準であり、「厚生労働省で定める期間（1年6か月）を経過した後も保険料の納付が得られない世帯に対しては」は、保険給付費の支払差止の基準である。特別療養費が適用されると、医療機関にかかる時に、一旦医療費の全額を支払うこととなり、後日、特別療養費の支給申請をすると、支払った医療費から保険給付相当分の払い戻しを受けることができる。ただし、厚生労働省で定める期間（1年6か月）を経過した後も保険料の納付が得られない場合は、保険給付相当分を滞納保険料に充てさせていただく場合がある、というものである。
- ・資格証明書が特別療養費の支給となっても、基準や取扱いは変わらない。まずはお住まいの区役所に相談してほしい。
- ・区役所での納付相談を通じて生活状況等を聴かせていただく中で、必要に応じて担当部署に連携させていただいている。

（3）保険料（税）減免について（項目番号13.（2）4.）

団体要望概要

- ・年金受給者等の恒常的な低所得者が、国民健康保険を支払えない場合の減免を創設するよう国に対して要望していただきたい。
- ・大阪府では、直近3か月の所得を把握して減免を行っているというが、大阪市では、確定申告時期まで保留しているというが、大阪府が示している取扱いはできないのか。
- ・市府民税申告がない場合、7、5、2割軽減が受けられないことをもっと周知すべきではないか。

本市説明概要

- ・恒常的な低所得者に対しての所得割の減免はないが、所得が基準額以下の場合、申請不要で応益割が7、5、2割軽減される。
- ・所得減少減免について、本市でも減免申請書、所得が減少する原因となる事実が確認できる書類及び所得減少後の所得の見積に関する書類の提出があれば、即時減免が可能である。なお、確認できない場合は、保留させていただく場合がある。
- ・保険料の決定通知書の同封ピラ等において、軽減の判定には所得の把握が必要である旨、周知している。また、2、3、7月に未申告の方へ国民健康保険料のための申告書を送付し、所得の把

握に努めている。

(4) 傷病手当の創設について(項目番号13.(2)6.)

団体要望概要

- ・傷病手当金を創設して欲しい。

本市説明概要

- ・国保には様々な方が加入されており、社会保険のように給付の基準となる収入額を一律に定めることができないため傷病手当金を給付することは困難と考える。

(5) 葬祭費の引き上げについて(項目番号13.(2)8.)

団体要望概要

- ・葬祭費を引き上げて欲しい。

本市説明概要

- ・葬祭費は国民健康保険運営方針に沿って支給しており、引上げは困難である。

(6) マイナンバーカードへの一本化について(項目番号13.(3)1.)

団体要望概要

- ・マイナ保険証をお持ちの方には、A4の「資格情報のお知らせ」が送付されているが、医療機関等で不具合が起きた時にA4の紙を持っていかないといけないのか。
なぜ、「資格確認書」と同様に財布に入るサイズにならなかったのか。
厚紙にできないのか。

本市説明概要

- ・「資格情報のお知らせ」の右下部分を切り取って、財布等に入れて持ち運べる仕様となっている。
用紙については、区役所等のプリンターで印刷できるようコピー用紙としている。

(7) 保健所を府下全域に、最低人口10万人につき1ヶ所建設すること。少なくとも、各自治体・行政区に1ヶ所の保健所を設置すること。保健所には医師や看護師は常駐させること。(項目番号21.)

団体要望概要

- ・保健所1ヶ所と24の保健福祉センターとなった体制について確認したいが、医師、看護師、保健師は、保健福祉センターに常駐しているのか。また、保健福祉センターにおいて、職員はどれほど配置されているのか。
- ・保健所、各区保健福祉センターには、事務職員は配置されているのか。
- ・コロナ禍において各保健福祉センターへコロナ感染の連絡を何回も行ったが、繋がらない状況であり、その際、医師も保健師も常駐していなかった現状があったと聞いている。他の自治体として横浜市と名古屋市に聞いたところ、医師、看護師、保健師が常駐していたので直ぐに連絡が繋がったと聞いている。そういう事もあり、大阪市もコロナ以降に体制として増配置されたのか。
- ・医師は、毎日常駐しているのか。
- ・各区保健福祉センターとなる前は、各区に保健所があり、その所長は、医師が所長となっていた

と思うが、各区保健福祉センター所長として医師を配置しているのか。

本市説明概要

- ・保健所、24 保健福祉センターの、医師・保健師の職員数は、令和 7 年 4 月現在、保健師は保健所に 38 名、24 保健福祉センターに 372 名。医師は保健所に 21 名、24 保健福祉センターに 25 名（保健所等と兼務）。看護師の配置はありません。
- ・医師、保健師等の専門職も含めた職員数になるが、保健所には 406 名を配置している。各区保健福祉センターに事務職員は配置されているが、事務職員を含めた職員数は、把握していない。
- ・コロナ禍の経験を踏まえ、保健師を令和 4 年度に 26 名、さらに令和 5 年度に 25 名増員し、体制強化を図ってきたところである。
- ・医師については、保健所に常駐ではないが、保健所や本庁業務との兼務というかたちで、各区保健福祉センターに管理医師として配置している。
- ・保健所は、所長として医師を配置しているが、各区保健福祉センターは、所長として医師を配置していない。各区保健福祉センターにおいては、各区の副区長が所長となっている。